

# 定 款

## サークレイス株式会社

平成24年11月1日	制定
平成25年 1月1日	改定
平成25年2月18日	改定
平成25年6月28日	改定
平成26年6月27日	改定
平成27年3月 1日	改定
平成28年7月 1日	改定
平成29年3月31日	改定
令和2年6月26日	改定
令和2年7月 1日	改定
令和2年12月25日	改定
令和3年6月30日	改定
令和4年1月20日	改定
令和4年2月 4日	改定

# 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、サークレイス株式会社と称し、英文では circlace Inc と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) クラウドソリューションの開発、構築、請負、販売、運用、保守、賃貸及びリース業務
- (2) AI 関連テクノロジーの開発、請負、販売、運用、保守、賃貸及びリース業務
- (3) モバイル関連テクノロジーの開発、請負、販売、運用、保守、賃貸及びリース業務
- (4) ソフトウェア及び IT ソリューションの品質保証業務
- (5) インターネットシステム、コンピュータシステム、IT インフラストラクチャー等の設計、構築、販売、保守及び運用
- (6) 業務効率化及び業務改善に関する業務
- (7) 情報収集、情報分析、情報処理、情報通信及び情報提供サービス業務
- (8) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (9) ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する業務
- (10) コールセンター業務の請負
- (11) 人材のキャリア開発に関する研修及び教育業務
- (12) 人材の採用に関する業務の受託及び代行業務
- (13) 求人及び求職情報提供サービスの企画、運営及び管理
- (14) ウェブコンテンツの企画、制作及び管理業務
- (15) インターネットを利用したビジネスマッチング業務
- (16) 宣伝及び広告に関する業務
- (17) 前各号に関する技術支援及びサポート業務
- (18) 前各号に関するデータ分析、調査、研究、技術開発及びコンサルティング業務
- (19) 前各号に付帯または関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、13,400,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の 1 単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定め

るもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。

2 前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から 3 か月以内に招集する。臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数でこれを行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は3名以上10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議をもって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会の決議により、代表取締役を若干名選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役の中から会長を1名選定することができる。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中からCEOを1名選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、役付取締役を若干名選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 3 法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席のうえ、その過半数の議決によって行う。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款による他、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録によ

り同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会で決定する。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 26 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 27 条 監査役は、株主総会の決議をもって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 32 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会で決定する。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 38 条 当社は会計監査人との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 40 条 期末配当金は、株主総会の決議によって、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金および中間配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以上